平成２３年（フ）第３５０号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目50番地Ｂ―608
債務者　辻　　孝治
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３５１号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉１丁目50番地１103
債務者　辻　安紀子（旧姓横見瀬）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３５４号
兵庫県伊丹市荒牧３丁目11番14号、前住所兵庫県川西市鴬の森町１番４号
債務者　大須賀ゆか
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３７９号
奈良市青山６丁目１番地の60
債務者　吉見　正子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４４５号
奈良県生駒市ひかりが丘２丁目６番２号
債務者　坪井　千鶴
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４５６号
奈良市帝塚山１丁目５番22号
債務者　瀬戸　信一
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４５８号
奈良県大和郡山市朝日町５番７号　シティパレス21郡山Ｐ―Ｖ101号
債務者　松山八壽子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８２号
松江市松尾町716番地１
債務者　伊藤　文子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９８号
松江市上乃木８丁目10番７―102号　ＦＯＵＲ―ＳＥＡＳＯＮＳ―Ｍ
債務者　武田　理沙
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０６号
松江市鹿島町佐陀宮内1192番地13
債務者　金坂　行江
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２５号
松江市比津が丘２丁目７番３―404号
債務者　相良　詔子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２６号
松江市東出雲町下意東452番地２
債務者　福山　広子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６７号
徳島県板野郡松茂町広島字北川向二ノ越15番地３
債務者　大寺ひろ子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３２号
徳島県鳴門市大津町矢倉字六ノ越７番地９
債務者　美保　良一
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４７号
徳島県徳島市南昭和町４丁目12番地の３
債務者　西岡　美枝
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７２号
徳島県徳島市八万町川南146番地
債務者　岡田進一郎
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８２号
徳島県阿波市土成町水田字月成64番地２、旧住所徳島県吉野川市川島町桑村641番地168
債務者　森　真由美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９３号
徳島県徳島市秋田町５丁目37番地の１
債務者　横山　初美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　徳島地方裁判所民事部